な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、入札仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。

② 上記①の提出書類に基づき当該物品等の納入が可能な者であると判断した者を落札対象とする。

⑷ 入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札及び入札の条件に違反した入札。

⑸ 契約書作成の要否　要

⑹ 落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺ その他詳細は、入札説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Satonao Imai, Director of Administration Department, Oarai Research and Development Institute of Japan Atomic Energy Agency

⑵ Classification of the products to be procured ; 24

⑶ Nature and quantity of the products to be manufactured ;

① Manufacturing of temperature controller for creep testing, 1 set

② Manufacturing of elongation measuring instrument for creep testing, 1 set

⑷ Delivery period ; By 28 March 2025

⑸ Delivery place ; Oarai Research and Development Institute of Japan Atomic Energy Agency

⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑺ Time limit for tender ; 17 : 00, 20 August 2024

⑻ Contact point for the notice ; Purchasing Section, Administration Department, Oarai Research and Development Institute, Japan Atomic Energy Agency, 4002, Narita-cho,, Oarai-machi, Higashi-ibaraki-gun, Ibaraki-Ken 311―1393 Japan, TEL 029―267―1919 (ex. 7047)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年５月29日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構本部

総務部長　坊野　静成

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　4

⑵ 購入等件名及び数量　次の購入物品であって、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」に収載されているもの。

① 北海道（１道）（以下「北海道エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品3,939品目

② 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県（７県）（以下「東北エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品5,219品目

③ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（１都６県）（以下「関東エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品6,454品目

④ 山梨県、長野県（２県）（以下「山梨長野エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品2,428品目

⑤ 富山県、石川県、福井県（３県）（以下「北陸エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品3,288品目

⑥ 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（４県）（以下「東海エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品4,579品目

⑦ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（２府４県）（以下「近畿エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品5,389品目

⑧ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県（９県）（以下「中国四国エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品5,828品目

⑨ 福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県（５県）（以下「九州エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品5,639品目

⑩ 長崎県（１県）（以下「長崎エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,841品目

⑪ 熊本県（１県）（以下「熊本エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,761品目

⑫ 沖縄県（１県）（以下「沖縄エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品1,368品目

品目及び購入予定数量は、入札説明書による。

⑶ 納入期間　令和６年10月１日から令和７年９月30日迄。

⑷ 納入場所　独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターほか177病院

⑸ 入札方法

① １⑵で示す医薬品を区分ごとに取りまとめたもの（以下「医薬品群」という。）を入札エリアごとにそれぞれ入札に付する。

② 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で医薬品群ごとにそれぞれの医薬品目の単価を記載すること。

③ 入札単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の本体価格（消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の100を乗じて得た金額をいう。なお、税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、当該改正税法施行日以降における上記本体価格は変動後の消費税等の税率により計算した額とする。）を記載すること。

④ 落札者の決定については、②の単価に当該金額の消費税等額（消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき100分の10を乗じて得た金額をいう。なお、税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等額は変動後の税率により計算した額とする。）に相当する額を加算した金額に当機構が提示する品目ごとの予定数量を乗じて算出した額の医薬品群ごとの総価（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の本体価格を記載すること。

⑹ その他　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第22条の規定に基づき単価契約とする。